

# 全国梅サミット協議会加盟市町災害時相互応援協定書

全国梅サミット協議会加盟市町(以下「協定市町」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、いずれかの市町域において災害が発生し、災害を受けた市町(以下「被災市町」という。)が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市町の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

## (応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応急対策及び復旧活動に必要と認められる事項

## (応援要請の手続き)

第2条 応援を要請しようとする被災市町は、次の事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部局を通じて、応援を要請するものとする。この場合において、被災市町は次の事項を記載した文書を後日、速やかに送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号まで掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人員及び業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

## (応援の実施)

第3条 応援を要請された協定市町は、これに応じ応援に努めるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、協定市町において激甚な災害が発生したことが明らか場合は、協定市町が自主的判断により応援を実施することができるものとする。

## (応援経費の負担)

第4条 応援に要する経費は、応援を要請する被災市町が負担する。

2 応援を要請する市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災市町から要請があつた場合には、応援を要請された協定市町は、一時繰替支弁することができる。

## (災害補償等)

第5条 第1条及び第2条の規定により派遣された職員(以下「応援職員」という。)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

2 応援職員が第三者に損害を与えた場合は、その損害が災害応急活動中に生じたものについては、被災市町が賠償の責めを負い、被災市町への往復経路の途中で生じたものについては、応援を行う協定市町が賠償の責めを負うものとする。

## (連絡担当部局)

第6条 協定市町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

## (資料の交換)

第7条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の参考資料を相互に交換するものとする。

2 協定市町は、地域防災計画その他の参考資料を改訂したときは、他の協定市町にそれを送付するものとする。

## (協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

## (その他)

第9条 この協定は、協定市町及び協定市町の各機関が消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

この協定の締結を証するため、本協定書12通を作成し、協定市町は記名押印のうえ、各1通を保有する。

## 附 則

この協定は、平成25年3月9日から効力を生ずる。

平成25年3月9日

茨城県水戸市中央一丁目4番1号  
水戸市  
代表者 水戸市長

群馬県安中市安中一丁目23番13号  
安中市  
代表者 安中市長

埼玉県入間郡越生町大字越生900番地2  
越生町  
代表者 越生町長

東京都青梅市東青梅一丁目11番地1  
青梅市  
代表者 青梅市長

神奈川県小田原市荻窪300番地  
小田原市  
代表者 小田原市長

静岡県熱海市中央町1番1号  
熱海市  
代表者 熱海市長

愛知県知多市緑町1番地  
知多市  
代表者 知多市長

奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市  
代表者 奈良市長

和歌山県日高郡みなべ町芝742番地  
みなべ町  
代表者 みなべ町長

神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1  
湯河原町  
代表者 湯河原町長

福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号  
太宰府市  
代表者 太宰府市長

静岡県伊豆市小立野38番地2  
伊豆市  
代表者 伊豆市長

福井県三方上中郡若狭町中央第1号1番地  
若狭町  
代表者 若狭町長